

知財のビジネス価値評価検討タスクフォース 報告書（参考資料）

平成 30 年 5 月

知的財産戦略本部 検証・評価・企画委員会
知財のビジネス価値評価検討タスクフォース

目次

| | | |
|-----|------------------------|----|
| 参考1 | 価値創造メカニズムの把握 | 2 |
| 第1項 | 知的資産経営報告 | 2 |
| 第2項 | 統合報告 | 3 |
| 第3項 | ローカルベンチマーク | 4 |
| 第4項 | 価値協創ガイダンス | 4 |
| 参考2 | 従来 of 知財の把握、見える化及び価値評価 | 6 |
| 第1項 | 従来 of 知財の把握（知的創造サイクル） | 6 |
| 第2項 | 従来 of 知財情報の開示の取組 | 7 |
| 第3項 | 従来 of 知財の価値評価（定量化） | 8 |
| 第4項 | 知財の価値の標準値の整備 | 10 |
| 参考3 | 諸外国における知財の価値評価 | 11 |

参考1 価値創造メカニズムの把握

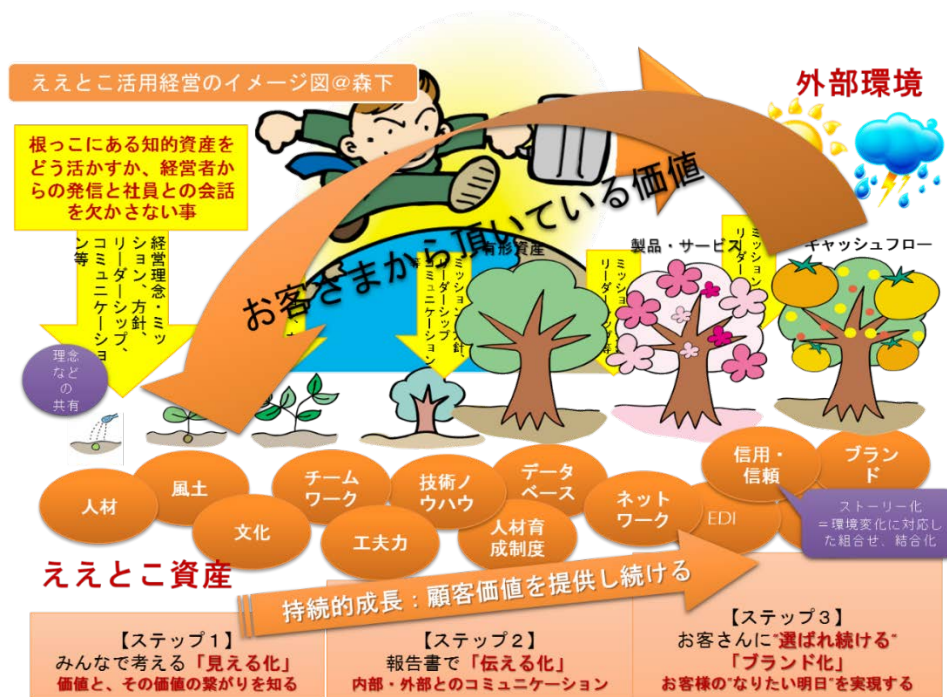
従来、事業の全体像を俯瞰したり、ビジネスストーリーや 21 世紀型モデルにおける企業経営において重要性を増してきた無形資産を把握したりする取組には、以下のようなものがある（参考図3）。

第1項 知的資産経営報告¹

企業がステークホルダーに向けて、経営者の目からみた経営の全体像をストーリーで伝える認識の共有（コミュニケーション）ツールである。具体的な作成マニュアルに、企業の基礎情報、SWOT分析、今後のビジョンや経営ストーリーを書き込むワークシート型のマニュアル²がある。

さらに、これを独自に発展応用した下図のような取組も中小企業支援の現場において活用されている³。

【参考図1 インタンジブル資産の見える化例「ええとこ活用経営」】



出典：知的財産戦略本部 検証・評価・企画委員会「知財のビジネス価値評価検討タスクフォース（第2回）」森下勉参考人資料を知的財産戦略推進事務局が一部改編（知的資産経営報告の応用例）

¹ 『知的資産経営の開示ガイドライン』（平成17年10月、経済産業省）

² 中小機構『事業価値を高める経営レポート（知的資産経営報告書）作成マニュアル改訂版』（2012年 中小機構）

³ 森下勉参考人『ええとこ活用経営』など

第2項 統合報告

近年の無形資産（インタンジブルズ）の重要性の高まりを受け、投資家等に向けた、非財務情報を含む企業情報の開示が進んでいる。その開示の枠組として、統合的思考に基づいて財務情報と非財務情報を含む情報を開示したものが「統合報告」⁴である。こうした取り組みが推進されている背景として、以下が指摘されている。

- ✓ 財務情報だけでは企業の姿を十分に説明することができない。
- ✓ 不確実性の高い非連続な事業環境変化の中、経営者の意志をビジネスストーリーで示す意味が高まってきている。
- ✓ 市場における意思決定のために必要なインタンジブルズに関する情報が不足している。
- ✓ インタジブルズについて経営者が意識をし、特性を外部に発信すると共に、内部における適切な対応が必要となっている。

統合報告にはいくつものフレームワークが提案されている。以下は特に知財に着眼している統合報告フレームワークの例である。

【参考図2 インタンジブルズの性質と報告する意味】

インタンジブルズの性質と報告する意味

- 知的財産のビジネスに資する見える化の観点から



「報告／見える化」が目的ではなく、そのプロセスを通じてインタンジブルズを含むリソース（保有形態は問わない）を有効活用し、多様な価値創造と向上につなげる活動が重要

出典：知的財産戦略本部 検証・評価・企画委員会「知財のビジネス価値評価検討タスクフォース（第1回）」芝坂佳子委員資料より抜粋

(i) 国際統合報告フレームワーク⁵

企業が、全てのステークホルダーに向けて、ビジネスモデルと価値創造の方法、非財務を含む6つの資本（財務資本、製造資本、社会・関係性資本、知的資本、人的資本、自然資本）

⁴ 本報告書においては、こうした企業情報の開示の枠組みを総称して「統合報告」という。

⁵ 国際統合報告評議会（IIRC、2013年12月）

に着目して、財務と非財務の情報を統合して示す枠組みである。財務資本の提供者に対しては、組織がどのように長期にわたり価値を創造するかを8つの要素（組織概要と外部環境、ガバナンス、ビジネスモデル、リスクと機会、戦略と資源配分、実績、見通し、作成と表示の基礎）で説明する。

（ii）WICI インタangible報告フレームワーク⁶

企業が、投資家、債権者、アナリストに向けて、価値創造の観点から価値創造ストーリーとその裏付けとなる KPIs を開示することが原則とされた報告枠組みである。組織の価値創造プロセス及びステークホルダーとのコミュニケーションにとって重要なインタangibleに焦点を当てた枠組みである。

第3項 ローカルベンチマーク⁷

企業と金融機関等支援機関とが共同で作成する、企業の経営改善、生産性向上に向けた現状認識を共有する見える化ツールである。

6つの財務指標〔売上高増加率（売上持続性）、営業利益率（収益性）、労働生産性（生産性）、EBITDA 有利子負債倍率（健全性）、営業運転資本回転期間（効率性）、自己資本比率（安全性）〕の分析結果と、4つの視点（経営者への着目、関係者への着目、事業への着目、内部管理体制への着目）に基づく非財務情報把握のためのワークシートを、経営者や各支援機関にとって分かりやすいかたちで提供している。

第4項 価値協創ガイダンス⁸

企業が、投資家や金融機関に向けて、長期的な価値向上に向けて、企業と投資家が情報開示や対話を通じて互いの理解を深め、価値協創に向けた行動を促すことを目的とする手引きである。「価値観」「ビジネスモデル」、「持続可能性・成長性」、「戦略」、「パフォーマンス・KPI」、「ガバナンス」という考慮すべき要素を一連の価値創造ストーリーの中で語ることでされている。

⁶ 世界知的資本・知的資産イニシアティブ（2016年9月、WICI）

⁷ 『地域企業評価手法・評価指標検討会中間とりまとめ～ローカルベンチマークについて～』（平成28年3月、経済産業省）、『ローカルベンチマーク「参考ツール」利用マニュアル』（平成29年3月、経済産業省）

⁸ 『価値協創のための統合的開示・対話ガイダンス—ESG・非財務情報と無形資産投資—（価値協創ガイダンス）』（平成29年5月、経済産業省）

【参考図3 無形資産の見える化の取組】

③【ローカルベンチマーク】

● 企業の経営改善、生産性向上に向けた自社の現状認識や、金融機関等支援機関との対話のツールとして公表
● 6つの財務指標の分析結果と4つの視点(経営者への着目、事業への着目、関係者への着目、内部管理体制への着目)に基づく非財務情報把握のためのシートを、経営者や各支援機関にとって分かり易いわかりで提供

ローカルベンチマークのシートは、企業の財務指標と非財務情報とを比較対照するためのツールとして提供されています。シートには、財務指標（売上高、利益、資産、負債、資本比率）と非財務情報（経営者のメッセージ、関係者のメッセージ、内部管理体制）が記載されています。また、企業の現状認識や支援機関との対話のためのツールとして提供されています。

「事業価値を高める経営レポート」

経営レポートの構成は、以下の通りです。

- ① 企業の基礎情報
- ② 内部環境分析 (SWOT分析等)
- ③ 外部環境分析
- ④ 今後のビジョン
- ⑤ 目標設定 (過去〜未来のストーリー作成)

①【知的資産経営】

「知的資産経営報告書」

知的資産経営報告書の構成は、以下の通りです。

1. 全体像 (内容例) ①社長あいさつ ②経営哲学 ③事業概要 ④市場環境 など
2. 過去〜現在 (内容例) ①経営方針 経営戦略 ②事業計画 投資実績 ③事業計画 投資実績 ④経営方針 経営戦略
3. 自社の強み (知的資産)
4. 現在〜将来 (内容例) ①経営方針 経営戦略 ②事業計画 投資実績 ③事業計画 投資実績 ④経営方針 経営戦略
5. 会社案内
6. 謝辞 (内容例) ①知的資産経営報告書の説明 ②注謝事項 ③問い合わせ先 など

※【知財ビジネス評価書】

金融機関の申請により知財ビジネス評価書を無料で年間150件作成 (公募枠：120件/伴走型支援枠：30件)

知財ビジネス評価書の作成フローは、以下の通りです。

- ① 中小企業からの申請
- ② 事務局による審査
- ③ 事務局による評価
- ④ 事務局による評価結果の通知
- ⑤ 事務局による評価結果の通知
- ⑥ 事務局による評価結果の通知

④【価値協創ガイダンス】

● 企業と投資家が情報開示や対話を通じて互いの理解を深め、価値協創に向けた行動を促すことを目的とする
● 基本的な枠組みは以下の6項目

価値協創ガイダンスの6項目は、以下の通りです。

1. 価値協創の意義
2. 価値協創の前提条件
3. 価値協創の推進体制
4. 価値協創の実践方法
5. 価値協創の評価方法
6. 価値協創の成功事例

②【統合報告】

● 財務資本の提供者に対し、組織がどのように長期にわたり価値を創造するかを説明
● 8つの内容要素：組織概要と外部環境、ガバナンス、ビジネスモデル、リスクと機会、戦略と資源配分、実績、見通し、作成と表示の基礎

価値創造プロセスの図は、以下の通りです。

価値創造プロセスは、組織の戦略と資源配分、実績、見通し、作成と表示の基礎を踏まえて、価値を創造するプロセスです。

参考2 従来の知財の把握、見える化及び価値評価

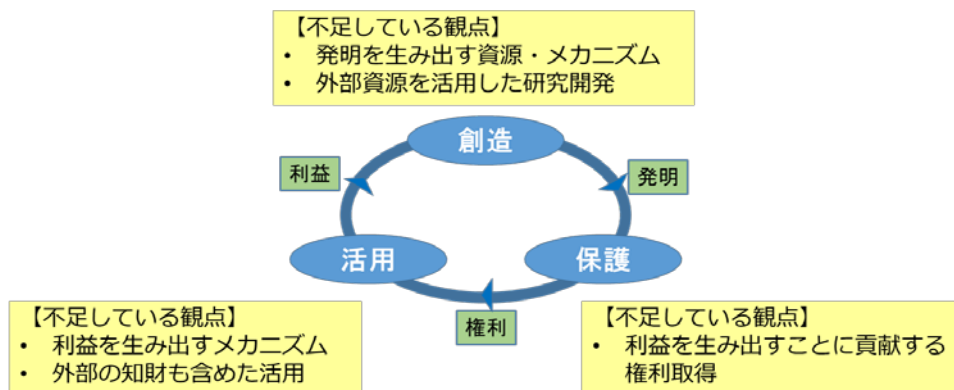
第1項 従来の知財の把握（知的創造サイクル）

従来、産業財産権制度を基盤として知財を社会において活用するための一連の流れを示すものとして、知財を創造・保護・活用するという「知的創造サイクル」が用いられている（参考図4）。このサイクルは、①資金を投入することにより研究成果等の知財を創造し、②特許法、不正競争防止法等の産業財産権制度により一定の保護を与え、③その活用により投資の回収と利益の確保をし、ここで得られた資金を次の研究等に投入するというプロセスにより構成される。このサイクルは知財部門が認識するプロセスを見える化したものとして分かりやすい。

しかしながら、知財から価値を生み出すメカニズムについては「活用」と一括りに表現され、価値創造メカニズムとの関係で知財を見える化することはできない。その結果、このサイクルに基づいて、知財のビジネス価値を評価したり、新しい価値創造メカニズムを構想したりすることは困難である。

【参考図4 知的創造サイクル】

知財部門目線の循環



第2項 従来の知財情報の開示の取組

従来、我が国産業競争力強化の観点から、知財の創造・保護・活用を強力に促進することによって経済及び文化の持続的発展を目指す、いわゆる「知的財産立国」の実現が課題とされてきた。知財立国実現に向けて一層の知財の活用を促進するには、企業が自社の競争力強化と企業価値最大化の観点から、知財の重要性を認識し、事業戦略及び研究開発戦略との連携を図りながら知財戦略を策定する取組が重要であると同時に、知財経営に積極的に取り組む企業が、事業戦略、研究開発戦略及び知的財産戦略の3つの戦略を三位一体として展開している態様を市場に開示したときに、その取組が正当に評価されることも重要という認識のもと、『知的財産情報開示指針 特許・技術情報の任意開示による企業と市場の相互理解に向けて』（平成16年1月 経済産業省）が公表された（参考表1）。

【参考表1 知的財産情報開示指針】

| 知的財産情報開示指針 | |
|---|--|
| 特許・技術情報の任意開示による企業と市場の相互理解に向けて（平成16年1月 経済産業省） | |
| 根拠 | 「知財戦略大綱」（平成14年7月） 及び「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」（平成15年7月） |
| 検討体 | 産業構造審議会 知的財産政策部会 経営・情報開示小委員会 |
| 主目的 | 「知財経営」に係る企業と（資本）市場の相互理解の加速 |
| 主対象 | （大企業・中小ベンチャー問わず）製造業における特許等の知的財産及び研究開発に関連する情報 |
| 知的財産情報の開示を行う際に開示することが望ましい項目として以下を提示 ①中核技術と事業モデル ②研究開発セグメントと事業戦略の方向性 ③研究開発セグメントと知的財産の概略 ④技術の市場性、市場優位性の分析 ⑤研究開発・知的財産組織図、研究開発協力・提携 ⑥知的財産の取得・管理、営業秘密管理、技術流出防止に関する方針（指針の実施を含む） ⑦ライセンス関連活動の事業への貢献 ⑧特許群の事業への貢献 ⑨知的財産ポートフォリオに対する方針 ⑩リスク対応情報 | |
| 【記載事項の抜粋】 ● 企業が自社の競争力強化と企業価値最大化の観点から、知的財産の重要性を認識し、 事業戦略及び研究開発戦略との連携を図りながら知的財産戦略を策定する取組が重要 ● 市場側が求める情報は、「知財経営」の態様（特許・技術の内容よりも、特許や技術がいかに企業の戦略及び組織と結びついているか） ● 企業側は、「 営業秘密 」に属する情報については 戦略的に開示を断ることも重要 | |

『知的財産情報開示指針』では、製造業における特許等の知財及び研究開発に関連する情報を①事業戦略、②研究開発戦略、③知財戦略の三者の関係の下に開示する例が特に対象とされた。ここでは、知財を外部に開示すること、具体的には、市場において投資家と対話を行う場面において、その取組が適切に評価されるよう、企業価値の評価やその修正に当たって必要となる、知的財産に係る情報の適切な開示項目が整理された。なお、本指針における開示の考え方は、あくまでも任意の開示であることも示されている。

第3項 従来の知財の価値評価（定量化）

（i）従来の知的財産（権）の価値評価手法の確立に向けた取組

「知的財産の価値評価手法が確立していないため、資金調達、事業売買等の局面で知的財産を活用できていない」、「知的財産それ自体を金銭的価値と同視する誤解が発生している」という背景の下、知的財産が有する価値に関し客観的に評価できる基準（定量的分析（金額換算値）あるいは定性的分析）の在り方について、知的財産権の種類毎の特性に応じた検討を実施し、その中間的な論点を整理した『知的財産(権)の価値評価手法の確立に向けた考え方 中間論点整理』（平成16年6月 経済産業省）が公表された（参考表2）。

【参考表2 知的財産（権）の価値評価手法の確立に向けた考え方】

| 知的財産(権)の価値評価手法の確立に向けた考え方 | |
|--|---|
| 中間論点整理（平成16年6月 経済産業省） | |
| 根拠 | 「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」（平成15年7月） |
| 検討体 | 産業構造審議会 知的財産政策部会 流通・流動化小委員会 |
| 主目的 | 資金調達、事業売買等の局面で知的財産を活用できるよう、知的財産の価値評価手法を確立 |
| ●各種評価手法を紹介するとともに、各種知財権別に、価値評価の前提を提示 ●その他、下記について整理 特許権の各種評価手法毎の注意事項 取引形態毎の知的財産評価目的並びに手法 ブランドの価値評価モデル毎の注意事項 | |
| 【記載事項の抜粋】 ●知的財産それ自体を金銭的価値と同視することは誤解 ●本来特許権の価値評価は、有機的に組織化された事業の「事業価値」を基本に算定されるべき ●評価した特許権を担保処分し、精算する必要が生じた場合、特許権が事業を構成する他の要素から切り離された場合には、価値はゼロになり得る ●事業の価値評価を前提に、特に、特許権の評価を算定する必要がある場合、事業価値に特許群の寄与率を乗じることによって評価可能 ●事業価値に対する特許群の寄与率は事業ステージによって異なりうる ●定量評価はあくまで一定の条件下で算出した数値に過ぎず、定性情報（権利保有者の主体や権利の内容・状態等）と併せた総合的判断が不可欠 | |

『知的財産（権）の価値評価手法の確立に向けた考え方』では、各種知的財産権のうち、流通・流動化の観点から価値評価手法の確立の要請が強い、①特許権、②商標権（ブランド）、③著作権、それぞれの価値評価の前提が整理された。

この中間論点整理において、今後の展開と課題として、知財の流通・流動化が促進される環境整備が必要として示され、政府においては、知的財産の流通・流動化が促進される環境整備や資金調達に向けて、検討がなされてきた⁹。

⁹ 『知的財産（権）の価値評価手法の確立に向けた考え方 中間論点整理の公表』（平成16年6月 経済産業省）、『知的財産の流通・資金調達事例調査報告～目に見えない経営資源の活用～』（平成19年11月、経済産業省）等参照

また、インタンジブル経営戦略において重要なのは、インタンジブルズの価値の増大であり、その価値評価であり、その価値を適切に評価し、そのディスクロージャーを行うことはインタンジブル経営における喫緊の検討課題であるが、ブランド価値の客観的評価手法が確立されていない、といった問題意識のもと、『ブランド価値評価研究会報告書』（平成 14 年 6 月 24 日 経済産業省）が公表された（参考表 3）。

【参考表 3 ブランド価値評価研究会報告書】

| ブランド価値評価研究会報告書 （平成14年6月 経済産業省） | |
|--|---------------------------------------|
| 根拠 | — |
| 検討体 | 経済産業省 企業法制研究会（ブランド価値評価研究会） |
| 主目的 | ブランド重視の経営、ブランドのディスクロージャー及びブランド使用料の適正化 |
| <p>●ブランドについて、使用料実務や資産計上の際の課題を整理した上で、 ①価値評価モデル、②マネジメントモデル等を提示 ①ブランド価値＝(価格優位性/割引率)×販売数量安定性×拡張力 ②ブランド・バリュー・チャート(ブランド・バリュー・ボードの数値を高めるために必要な活動とその活動の効果を測定する財務指標および非財務的指標のチャート)から、ブランド・バリュー・ボード(ブランドマネジメントの最終管理表)を作成し、ブランド・ファンダメンタルズ(ブランド価値評価額を増大させるために重要と考える項目)をステイクホルダーに開示</p> | |
| <p>【記載事項の抜粋】 ●ブランドが確立すると、顧客は、製品等の物理的又は機能的な側面よりも、ブランドを抛りどころとした製品等の購入の意思決定を行うようになり、ブランドによる競争優位性が生まれる。 ●ブランドの競争優位性は、第1に価格の優位性、第2に高いロイヤルティ、第3に地理的展開、類似業種及び異業種展開力等のブランド拡張力として具現化され、企業に現在および将来のキャッシュ・フローの増加をもたらす。 ●ブランド価値評価の高い企業は、①顧客に対して自社のブランド・アイデンティティを明確に示していること、②ブランド使用規準を作成していること、③広告効果など活動効果の測定を行っていること等の特徴が見られた。</p> | |

第4項 知財の価値の標準値の整備

知財の価値を定量化する方法として、資産分割法（企業価値残価法）¹⁰、ルール・オブ・サム、ロイヤルティ免除法など様々なインカムアプローチによる評価方法が存在する（参考図5）。

ルール・オブ・サムには、「25%ルール」と「利益三分法」があり、経験則により知財の寄与度を求める考え方である。25%ルールは、技術の利益に対する貢献度は1/4であるとする考え方であり、利益三分法は、技術の利益に対する貢献度は1/3とする考え方であり、いずれの場合も事業によって妥当か否かを検討する必要がある。ルール・オブ・サムは、欧米におけるライセンス取引等で広く産業界で用いられてきた。また、ロイヤルティ免除法は、業界の平均的なロイヤルティ料率や類似取引におけるロイヤルティ料率を参考に算出したロイヤルティ料率を用いる方法であり、代表的な評価方法の1つである。

【参考図5 知財の価値評価方法（インカムアプローチ）の例】

◆ **資産控除法（企業価値残価法）**
事業価値 - (金融資産 + 有形資産) × 技術のウエイト
└──────────────────┘
無形資産の価値

◆ **25%ルール**
(事業価値 又は 収益) × 25%

◆ **利益三分法**
営業利益の現在価値 × 1/3

◆ **ロイヤルティ免除法**
事業の売上高 × ロイヤルティ料率

出典：知的財産戦略本部 検証・評価・企画委員会「知財のビジネス価値評価検討タスクフォース（第3回）」石井康之参考人の資料に基づき
知的財産戦略推進事務局作成

上述のとおり、様々な評価方法が存在するが、知財の価値の標準値の整備に対する要望は高い。ルール・オブ・サムは簡易であるため広く用いられてきたが、知財の価値の個別性をできるだけ考慮した数値を用いるべきであるとの指摘がある。また、知財の価値の標準値は、経営判断の客観的な指標となり得るとの指摘がある。例えば、自社の知財価値を定量化した場合、自社の費用対効果が適正であるのかの判断のための指標として、業種や規模が類似する企業の標準値が有用であり得る。また、知財の交渉（M&Aやライセンス許諾等の交渉）の場合、当事者間の合意形成にも有用である。

標準値の整備をする場合には、産業界全体の標準値ではなく、業種・規模・事業モデル毎のようにある程度細分化された標準値が整備されることが望ましい。

¹⁰ 技術のウェイトの算出方法については、『知的財産の価値評価について』（平成29年、特許庁、（一社）発明協会アジア太平洋工業所有権センター）等参照

参考3 諸外国における知財の価値評価

我が国の知財の価値評価の在り方の参考とするため、産業財産権制度各国比較調査研究等事業として、「諸外国における知財価値の評価に関する調査研究」において、諸外国における知財を含む無形資産の見える化に関する状況、知財のビジネス上の価値の評価に関する状況、知財流通の状況など、知財価値の評価に関する調査・分析をした。

本調査においては、米国・中国等と比較し、我が国は知財活用が不活性であるとの指摘に対して、「米国や中国を中心に知財の高度な価値評価が実践され、見える化・取引・流通が進展している」という仮説を構築し、その実態を明らかにするアプローチを採った。

この仮説の検証の結果として、諸外国において「知財の創造や活用を促進する」我が国で未導入の「手法」や「ツール」等は存在せず、その手法そのものにおいて、顕著な差はないということが明らかとなった。

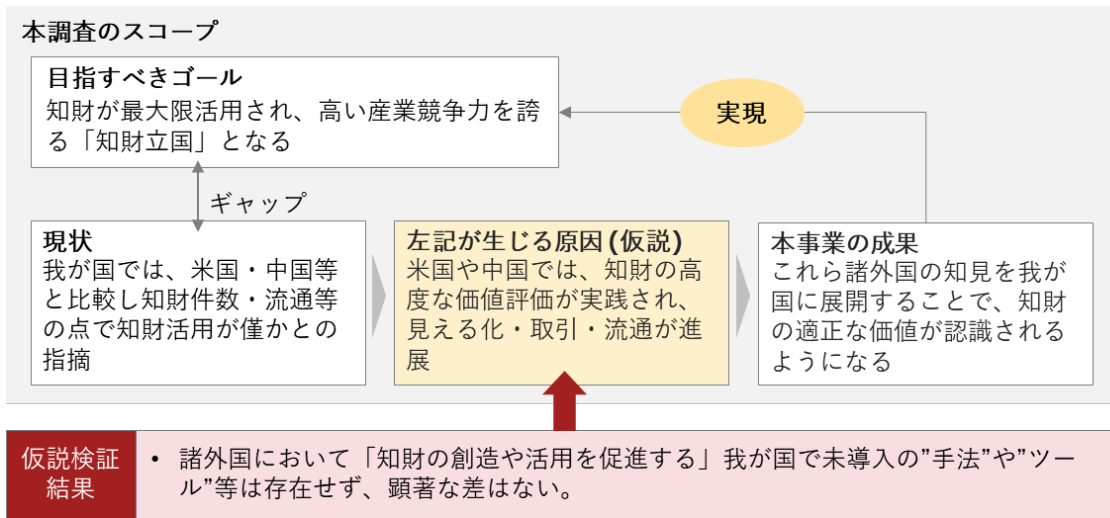
他方、例えば米国においては、知財のビジネス価値に着目してそれを適正に評価できる者が知財の流通過程において存在する。知財を有効に活用できていない者（売手）からそれを最大化できる者（買手）に対して、当該適正に評価できる者を介して移転される知財は、適正なビジネス価値評価に基づくものであるため、取引価格は向上している。

一方、中国を中心とした国々では、知財のビジネス価値の適正な評価ではなく、補助金制度等の影響によって、知財価格に一定のプレミアムが生じている。

<調査結果のポイント>

- ・調査対象とした諸外国の先進企業においては、知財の価値として「事業価値への寄与（売上利益向上）」に加え「企業価値への寄与（株価・企業の成長力の向上）」を認識。具体的には、知財を商流全体の中で収益を生む牽引力として認識し、新事業参入のツール、市場形成やエコシステムを形成する「経営資源」として活用し尽くす戦略を有する。
- ・調査対象とした企業においては、戦略（社内外での知財戦略上の多様なオプション）の実行の中で、企業が多様な観点から知財価値の自社内での評価を行い、その上で、企業を含む様々なプレイヤー（NPE等）が知財の取引・流通を活発化し、知財の価値評価の機会を生み出している。
- ・中国を中心に、政府主導の補助金制度等の影響により、知財価値に一定のプレミアムが生じている。

【参考図6 調査結果の要約図】



なぜ、諸外国(特に米国・中国)では「知財の価値が高い」との指摘がなされているのか？

本調査のポイント

- ・ 諸外国の先進企業は、知的財産の価値について「事業価値への寄与（売上利益向上）」に加え「企業価値への寄与（株価・企業の成長力の向上）」を認識。知財をバリューチェーン全体の中で収益を生むドライバーとして認識し、新事業参入のツール、市場形成やエコシステムを形成する「経営資源」として活用し尽くす戦略を有する
- ・ その戦略の実行（知財戦略上の多様なオプションの実行）の中で、企業は多様な観点から知財価値の見える化を行い、企業を含む様々なプレイヤー（NPE等）が知財の取引・流通を活発化し、知財の評価機会を生み出している
- ・ 加えて、中国を中心に補助金制度等の影響により、知財価値に一定のプレミアムが生じている

3つの論点に関する調査結果

| | |
|---------------------|--|
| ①見える化（自社内での価値評価）の状況 | 先進企業は、知財を企業間のアライアンス実現や市場形成のための「経営資源」として認識し、市場形成・アライアンス形成等への寄与度についても一つの指標として定性評価（見える化）を実施。加えて、他者（大学・ベンチャー・競合企業等）の事業・知財の定性評価を実行し、多様な評価を企業活動に実装 |
| ②取引上の知財評価の状況 | 知財価値は「技術力」や「事業収益力」といった本質的な観点から定性評価されているが、加えて米国・中国では、買い手視点で知財の買い手をふやすための「マーケティング」や代理人（弁護士等）による「交渉」が実施され、知財の売却がなされることで、その取引価格（定量評価結果）が向上している |
| ③流通に関する実態 | 流通市場・大学TLO等は、知財とビジネスをつなぐサービスを提供することで知財の「価値化」を実施し、その上で評価・流通を実施している。その中で、隠れた知財価値が顕在化し、価値（売買価格）が高まる事象が多く生じている（なお、知財流通市場には価値ある知財が自然集積する状況には至っていない） |

出典：平成 29 年度特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業『諸外国における知的財産の評価に関する調査研究報告書』（平成 30 年 2

月 PwCコンサルティング合同会社）より抜粋

【参考表4 国別の分析結果サマリ】

| | 無形資産・知財の見える化・評価・流通にかかる概況 | ポイント |
|---|--|---|
| <p>日本</p>  | <ul style="list-style-type: none"> 自国に存立する知財権の状況と比較して 取引・流通の環境は未整備 と考えられる。知財権（主に特許）が世界的に見て多数創出されているが、未だに企業の「自前主義」的な傾向が継続している。 一部の大手企業にて技術目的のM&A等も進展しているが、現状は海外企業からの買収の方が多数を占めており、技術輸出超過の状態が継続している。 | |
| <p>米国</p>  | <ul style="list-style-type: none"> 主に民間主導で、知財活用が積極的に進展している。知財権の流通等に対する直接的な資金補助は無し（政府研究開発投資のみ） 政府は法の整備やガイドラインの策定は実施するが、積極的に介入して行くわけではなく、民間の会社による自発的な活動により流通が活発化している。 オバマ政権時代に、施行されたパテントコントロール対策により、パテントコントロールによる訴訟件数は2014年に一度低下したが、2015年には再度全前年の水準に戻っている。 | <ul style="list-style-type: none"> パテントコントロールに対する法の整備 |
| <p>中国</p>  | <ul style="list-style-type: none"> 主に政府主導で、知財活用が積極的に進展している（結果主義での支援?） 大手企業を中心に技術目的の海外企業M&Aが推進。これに対し、税・補助金等を組合せた政府支援策が導入されており、知財担保融資・知財取引が急加速中。 補助は権利保有者中心（ライセンスより譲渡） 会計上、研究開発投資の資産計上（無形資産の会計上認識）を実施しているが、これら資産と事業の連続性は不明確で、企業においては将来的な減損要因と考えられる。 | <ul style="list-style-type: none"> 充実した政府支援策（税および補助金）や公的技術取引所の役割に関する状況 「国家技術移転体系」等の国レベルの技術移転方針の策定内容 |
| <p>シンガポール</p>  | <ul style="list-style-type: none"> 政府主導で、補助金・減税策・人材育成策を推進。支援策は、制度は他国に本社を有する企業が知財を創出することを前提として設計されている。 政府が知財の流通に関する制度を整備し、知財流通を促進するよう試みている。 政府から多額の補助金が、研究開発費の助成や知財買収の減価償却控除、技術企業商業化支援に交付されている。 人材育成に力を入れており、産学官の連携が活発に行われている。 | <ul style="list-style-type: none"> 人材育成に対する制度の充実化の状況、育成方法 |
| <p>韓国</p>  | <ul style="list-style-type: none"> 政府主導で、補助金・減税策・流通策（取引市場の形成）を推進。特に知財担保融資と、融資のための評価に関する支援策が充実 政府が知財の流通に関する制度を整備し、政府主導で知財関連の会社を設立する等、知財流通を促進するよう試みている。 政府から、金融機関への技術信用貸出の支援、中小企業の知財取引の費用一部負担や減税制度等金融政策も積極的に実施している。 将来を見据えた技術価値の評価を行える人材の育成が課題となっている。 | <ul style="list-style-type: none"> 政府主導の知財関連の会社設立による知財流通活性化の状況 |
| <p>ドイツ</p>  | <ul style="list-style-type: none"> 特許の実用化を狙い、特許所有者の他社へのライセンス契約を促進するための 税制優遇制度・補助金制度が多数実行 されている ドイツの多くの上場企業がIFRSの強制適用に伴い、開発費用の資産計上や知財の定性・定量情報開示に注力している | <ul style="list-style-type: none"> 充実した政府支援策（税制優遇・補助金等） 上場企業のIFRSの強制適用による「知財の見える化」の促進 |

出典：平成29年度特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業『諸外国における知的財産の評価に関する調査研究報告書』（平成30年2月 PwCコンサルティング合同会社）より抜粋

【参考表 5 各国概況】

| | | 日本 | 米国 | 中国 | シンガポール | 韓国 | ドイツ |
|-----------|-------------------|------------------|--------------------------|----------------------------|---------------------|---|----------|
| ① 見える化 | 主なプレイヤー | 中小企業 一部の大企業 | 企業 | 企業 | 企業 | 企業 | 企業 |
| | 支援策の有無 | 無し | 無し | 特許担保融資 補助金・減税 | 知財担保融資 促進 (IPFS) | 特許担保融資 促進補助金 | 無し |
| | 特許担保融資状況 | 計 50 の地方銀行が知財を活用 | 35 万 6 千件 (2011-2016) | 融資額 計 9500 億円 2000 社 | — | 技術信用貸出 8900 万円 14,413 社 (2014) | — |
| ② 取引 | 主な売り手/買い手 | 大企業 | 大企業・ベンチャー・NPE | 大企業・中小企業 | 大企業・大学発ベンチャー | 大企業・ベンチャー | 大企業・中小企業 |
| | 支援策の有無 | 無し | 無し | 売り手買い手双方の補助金・減税 | 人材育成・減税策 | 価値評価支援 | 無し |
| | 直接技術取引総額・件数※ | 2.2 兆円 (企業基本統計) | — | 15 兆円 30 万件 | — | — | — |
| | 1社/1件あたり取引額(内外合計) | 1社あたり 18 億円 | — | 1件あたり 5000 万円 | — | — | — |
| | その他の状況 | 大幅な技術輸出超過 | 民間主導 訴訟も活発 | 政府主導 訴訟も活発 | 取引市場を育成する政府方針 | — | 訴訟も活発 |
| ③ 流通 | 政府支援策 | 無し | 民間主導 | 技術取引所・補助金・減税策 | 技術取引所・人材育成・減税策 | 技術取引所・減税策 | 無し |
| | 間接技術取引額 | 不明 | — | 1.4 兆円 | — | — | — |
| | 間接技術取引件数 | 不明 | — | 1.2 万件 | — | — | — |

出典：平成 29 年度特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業「諸外国における知的財産の評価に関する調査研究報告書」（平成 30 年 2 月 PwCコンサルティング合同会社）より抜粋